

税制改正の あらまし

令和
2
年度

別編：新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

I 法人税関係

1 オープンイノベーション促進税制の創設

企業が新たな分野に投資するなど事業革新を推進する手段のため、イノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働する取り組みを税制の面から促すため、オープンイノベーション促進税制が創設されました。

【制度の概要】

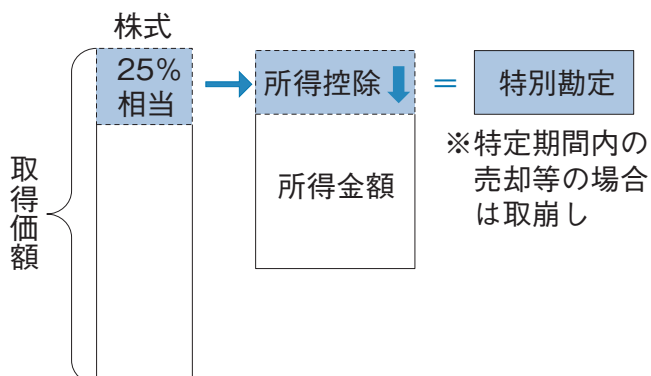
事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業（産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者（※1））の株式を出資の払込み（中小事業者：1,000万円以上、大企業：1億円以上）により取得した場合には、その株式の取得価額の25%相当額の所得控除が認められます。ただし、各ベンチャー企業別に特別勘定として経理した金額が限度となります。

上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入されます。ただし、特定期間（5年間）保有した株式については、この限りではありません。

なお、適用対象となる一定のベンチャー企業の株式は、オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明（※2）したのものにより取得した株式となります。

- ※1 i) 大規模法人グループに属さないこと、ii) 株式会社であること、iii) 非上場・未登録会社であること、iv) 風俗営業を行っていないこと、v) 暴力団等ではないことの要件があります。
- ※2 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（5年間）中、経済産業大臣が証明します。

【所得控除のイメージ】



【特別勘定を取り崩して、益金算入となる場合】

- ・ 経済産業大臣の確認（オープンイノベーション性等の基準に適合することの証明）が取り消された場合
 - ・ 株式の全部又は一部を有しなくなった場合
 - ・ 配当を受けた場合
 - ・ 発行会社が解散した場合
 - ・ 出資法人が解散した場合
- 等

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

2 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長等

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例対象法人に対して資本金による除外規定が設けられました。

【制度の概要】

法人が支出した交際費等（※）については、原則として損金不算入とされていますが、以下の特例が設けられています。

- ① 中小法人について、その支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800万円）までの損金算入ができる特例（下記②の特例と選択適用）
 - ② 法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%までを損金算入することができる特例（大法人も適用可）
- ※ 「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。

【改正の内容】

- ①の特例については、適用期限が2年延長されました。
- ②の特例については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上、適用期限が2年延長されました。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、常時使用する従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度です。

【改正の内容】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例について以下の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

- ① 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数を500人以下（改正前：1,000人以下）に引き下げ
- ② 対象法人から連結法人を除外

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化のほか、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合を3割から6割に引き上げた上、適用期限が5年延長されました。

【制度の概要】

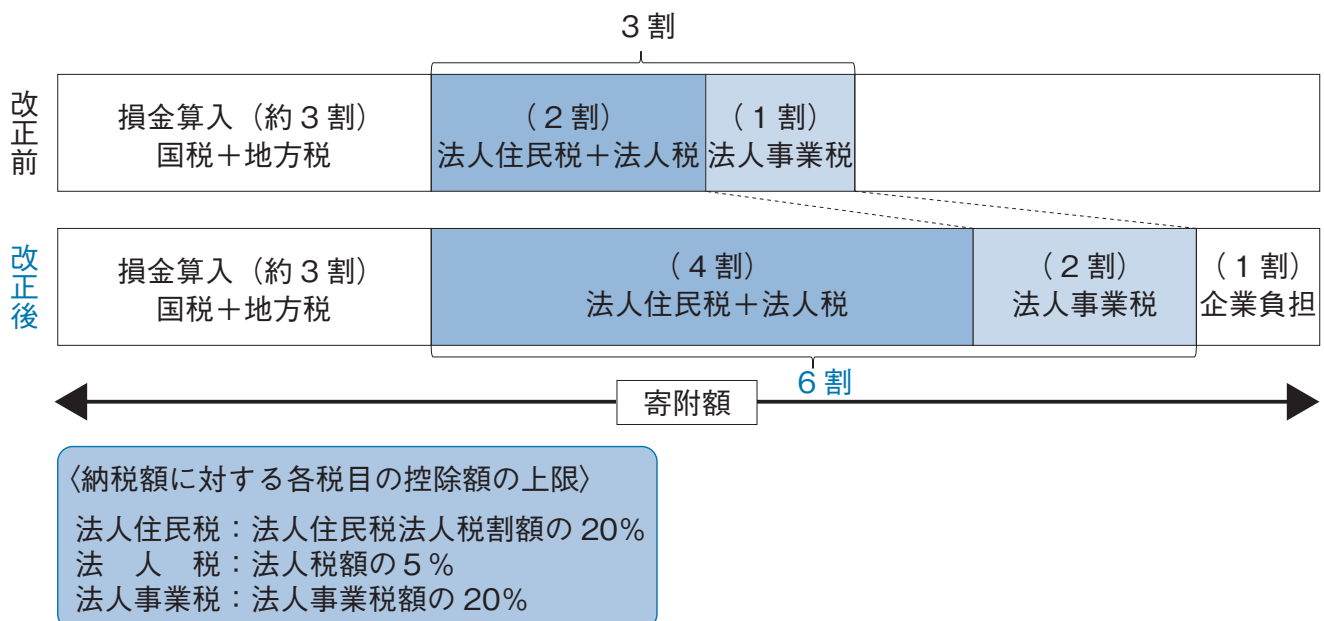
地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、平成28年度から令和元年度までの間、損金算入措置（約3割）に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

【改正の内容】

以下の拡充等の措置が講じられた上、適用期限が5年延長されました。

- ① 税額控除割合を6割（改正前：3割）に引き上げ
- ② 個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換（認定手続を簡素化）
- ③ 寄附時期の制限を大幅に緩和（地域再生計画の認定後にも寄附の受領を可能とする）

【企業版ふるさと納税の拡充】



適用時期

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

5 地方拠点強化税制の見直し

人口の東京への過度な集中を是正すべく、首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制をより積極的に活用するよう促すため、雇用の増加に対するインセンティブを強化するなどの見直しを行った上、適用期間が2年延長されました。

【制度の概要】

地方拠点強化税制は、本社機能を地方に移転等を行った場合、法人税の税額控除などの優遇措置を受けることができる制度です。地方にある企業の本社機能を拡充する「拡充型」、東京23区から地方に本社機能を移転する「移転型」があり、それぞれ一定要件の下、オフィス減税と雇用促進税制の適用を受けることができます。なお、同税制を適用するには、移転・拡充先となる都道府県知事に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

【改正の内容】

オフィス減税と雇用促進税制とも適用期限が2年延長され、雇用促進税制については以下のように適用要件や税額控除額等が見直されました。

【雇用促進税制（移転型・拡充型）の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制（移転型）について税額控除を拡充】

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 初年度の税額控除：60万円又は90万円／人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円／人) 3年間の適用期間における税額控除：150万円 (うち、オフィス減税との併用分：90万円／人) 	<ul style="list-style-type: none"> 初年度の税額控除：50万円又は90万円／人 (雇用増加率に関わらず一律) 3年間の適用期間における税額控除：170万円 (うち、オフィス減税との併用分：120万円／人)

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

6 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきました。一方で、税額計算が煩雑である、税務調査後の修正・更正等に時間がかかりすぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、本制度を選択していない企業グループも多く存在しています。このため、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度を抜本的に見直し、グループ通算制度へ移行するように見直されます。

【制度の概要】

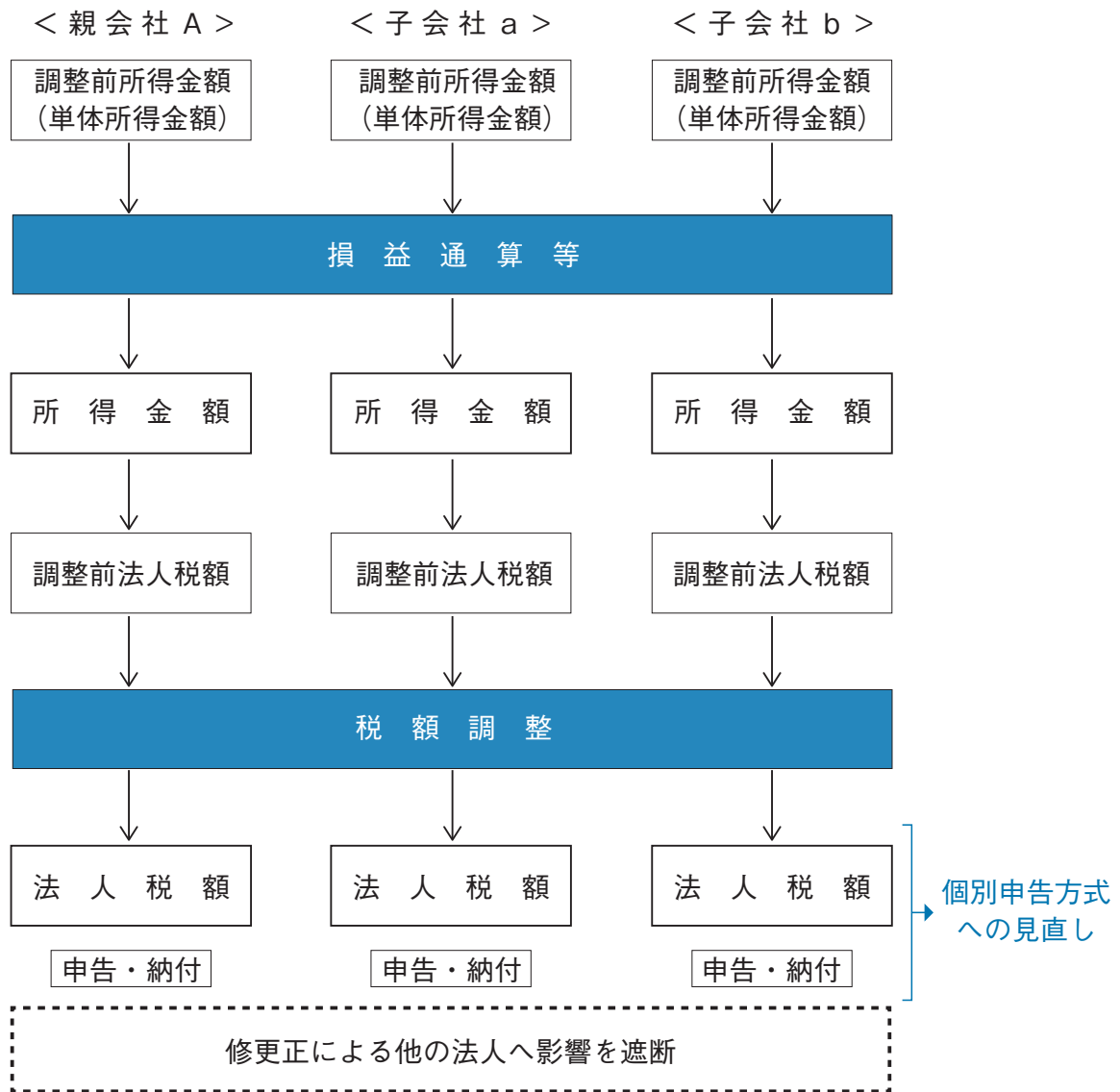
グループ通算制度は、企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する連結納税制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うのが特徴です。

その他、グループ通算制度の主な概要は以下の通りです。

【グループ通算制度の主な概要】

適用法人	連結納税制度と同様とする（但し、以下の法人を除外する）。 ① 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの ② 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
納税主体等	① 各法人が個別に法人税額等の計算・申告を行う。 ② 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人の法人税について連帯納付責任がある。 ③ 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。
事業年度	連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とする。
損益通算・税額調整等	① 欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。 ② 研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。
税率	税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。
申告及び納付	① グループ通算制度の適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならない。 ② 仮決算による中間申告は、通算グループ内の全ての法人が行わなければならない。
中小法人判定	次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。 ① 貸倒引当金 ② 欠損金の繰越控除 ③ 軽減税率 ④ 特定同族会社の特別税率の不適用 ⑤ 中小企業等向けの各租税特別措置

【グループ通算制度のイメージ】



適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

7 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な企業に対し、研究開発税制などの租税特別措置を停止する要件が見直されました。

【制度の概要】

大企業について、平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えるなどの要件に該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除が適用できません（不適用措置（※））。

※ 不適用措置の対象

- ・ 研究開発税制
- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 情報連携投資促進税制

【改正の内容】

以下のように適用要件が見直されました。

【適用要件の見直し】

	改正前	改正後
①	平均給与等支給額 > 前事業年度の平均給与等支給額	同左
②	国内設備投資額 > 当期の減価償却費の <u>10%</u>	国内設備投資額 > 当期の減価償却費の <u>30%</u>

※ ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外となります。

また、令和2年度税制改正で創設された5G導入促進税制が、不適用措置の対象に加えられました。

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

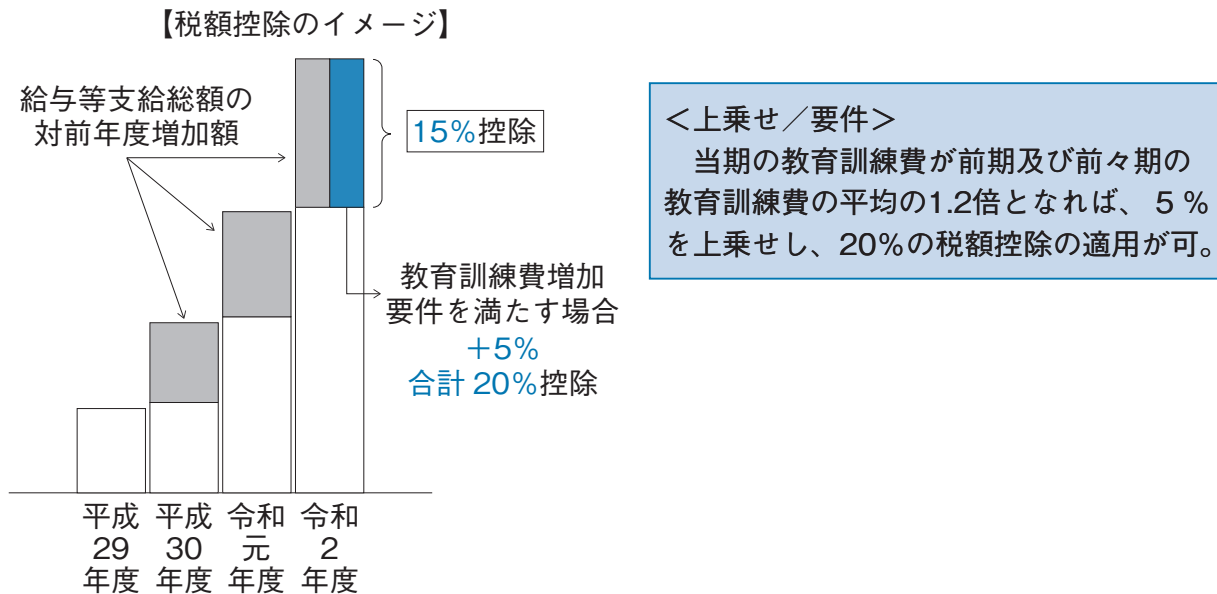
8 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制の見直し

大企業に対する賃上げ及び投資促進税制について、設備投資額が増えてきている状況に鑑み、設備投資要件を更に強化することで、賃上げを促すように見直されました。

【制度の概要】

大企業については、賃上げや設備投資、人材への投資を促すために、①継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の90%以上を占める場合、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除（法人税額の20%が限度）を適用することができます。

なお、当期の教育訓練費が前期及び前々期の教育訓練費の平均の1.2倍以上の要件を満たす場合には、5%の控除率が上乗せされ、合計で20%の税額控除（法人税額の20%が限度）を適用することができます。



【改正の内容】

以下のように「国内設備投資額」の要件が見直されました。

【適用要件の見直し】

	改正前	改正後
①	継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上	同左
②	国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の90%以上	国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の95%以上

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与を支給する場合に適用されます。

別編 新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

1 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立し、公布・施行され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

(1) 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には全ての税目が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。

【特例の内容】

現状（財産の損失が生じていない場合）	特例
<ul style="list-style-type: none">▷一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。▷一時の納税ができないと認められる場合に適用。<ul style="list-style-type: none">・向こう1カ月の事業資金を考慮。・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。▷原則として、担保の提供が必要。▷延滞税は軽減（年1.6%）。	<ul style="list-style-type: none">▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。<ul style="list-style-type: none">・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。・左記の柔軟な運用を継続。▷担保は不要。▷延滞税は免除。

なお、本特例の適用には、関係法令の施行から2カ月後（令和2年6月30日）、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請手続には、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類（※）を提出する必要があります。

※ 収入や現預金の状況がわかる書類とは、売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って利用することができます。例えば、未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている場合、本特例に切り替えることで、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます（既に延滞税を納付済の場合は、その還付を受けることができます）。

※ 地方税および社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

【改正の内容】

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・測定工具及び検査工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア

適用時期

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

（4）消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、課税期間開始前には見通せなかった不測の事態が生じ、事業者の経営に大きな影響を与えていることを踏まえ、消費税の課税選択の変更に係る特例が設けられます。

【特例の概要】

次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受ければ、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。

【適用要件】

- ① 特例に係る法律の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、
 - ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
- （注）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
- ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷個人：課税期間の翌年の3月末

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、課税事業者を2年間継続する必要はありません。

本特例に係る法律の施行時に、既に本特例の申請期限が過ぎている場合（2月末決算法人など）、法人の消費税の申告期限は課税期間の終了の日の翌日から2カ月以内ですが、国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づき、その申告等の期限延長の適用を受けている場合には、本特例の対象となる